**道路法第24条に基づく道路工事施工承認手続きマニュアル**

令和７年2月5日

高知県高知土木事務所　道路管理課

高知県高知土木事務所長（以下「高知土木」という。）が管理する道路区域において、開

発行為等により埋立てや切取りを行う場合や、道路（車道、歩道、路側帯等）及び道路工作物並びに道路附属物（以下「道路等」という。）に対して、民地（個人または法人が所有する土地）からの車両出入り口を設置する等の目的のため、新設や改築等の工事を行う場合は、道路法第24条に基づき高知土木の承認が必要です。

承認により施工する工事（以下「承認工事」という。）を希望される場合は、下記により

申請を行ってください。

なお、承認工事を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無などに加えて、承認工事により道路等が現有する構造又は機能を低下させることがないか、また、各種法令等はもとより、「道路工事施工承認に関する条件書（以下「条件書」という。）」に沿ったものになっているかなどの審査を行い、総合的に判断します。審査が円滑に行われるよう、ご理解とご協力をお願いします。

また、審査の結果、不承認となる場合もありますので、まずは事前に高知土木のホームページに掲載している基準や様式等を確認のうえ、ご相談いただくことをお勧めします。

**１　対象となる工事**

本来、道路等は車両や歩行者、その他の利用者等が安全かつ円滑に通行できることを

目的に、厳格な基準等に基づき造られ設置されたものです。いわば公衆の財産であり、

一個人が自己の利便等のために、許可なく、その設置目的等に反する使い方や形状を変更することはできません。

次の(1)～(5)のとおり、それぞれの趣旨等をご理解のうえ、条件書に沿って施工計画を立ててください。

**（１）道路の法面の埋立て、切取り等**

開発行為等により、法面の埋立て又は切取りを行う必要がある場合については、承認

　工事の対象となります。施工方法等は現況によって変わりますので、事前協議をお願い

　します。

**（２）車両出入口設置のための歩道の切り下げ等**

本来、歩道や歩道に設置された防護柵や縁石、植樹帯等は歩行者の通行の安全を守る

ことを目的として設置されたものです。他に車両が出入りできるような箇所がないな

ど、やむを得ない事由がある場合のみ承認工事を行うことができます。

　承認工事は、「高知土木事務所が所管する県道における車両出入口の設置基準につい

て」に基づき、施工してください。

水路等を横断するための通路橋を設置する等、道路法第32条に基づく道路占用の許可

が必要になる場合もあります。また、施工方法等は現況によって変わりますので、事前

協議をお願いします。

**（３）道路附属物の撤去・移設等**

ガードレールや道路標識、道路照明等の道路附属物は、本来、道路の「かたち」や

「つくり」を守り、安全で円滑な交通を確保することを目的として設置されたものであり、これらのものを自己の理由により撤去や移設、形状を変更することはできません。車両出入口の設置を阻害するなど、やむを得ない事由がある場合のみ承認工事を行うことができます。

　承認工事は、高知土木が指示する施工方法等に沿っていただく必要がありますので、事前協議をお願いします。

**（４）排水口の設置**

　本来、道路側溝は道路の路面の排水処理のために設置されたものであり、民地からの雨水排水やその他の排水を処理することを想定して造られたものではありません。住宅を新築する等の理由により排水口が必要になった場合は、道路側溝以外の場所（下水管や水路、河川等）に設置※１してください。

道路側溝以外に排水先がない※２など、道路管理者が例外的に道路側溝への排水もやむ無しと認めた場合のみ、設置が可能です。その場合、承認工事ではなく、道路法第32条に基づく道路占用工事となる場合もあります。いずれにしろ、高知土木が指示する施工方法等に沿っていただく必要がありますので、事前協議をお願いします。

※１　それぞれの管理者の承認等が必要になります。

※２　「下水道管が敷設されていない」「既存の排水溝まで相当な高低差や距離があって構造的に設置が

　困難」等が考えられます。「他の排水（候補）先に断られた」「既存の排水溝まで距離があって設置費

　　　用がかかり過ぎる」といった理由では承認できませんので、ご了承ください。

**（５）その他**

　　道路の取付けや道路の美化等のための植樹等についても承認工事の対象となります。施工方法等は内容、現況によって変わりますので、事前協議をお願いします。

まずは、対象となるかどうか、施工可能かどうかの確認のため、事前相談をお勧めいたします。承認工事か道路占用工事か、迷われる場合についても同様です。

　　ちなみに、道路法第24条ただし書き（施行令第３条）に規定される軽易なもの（道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持）は対象とはなりません。

**２　承認条件**

　　条件書及び下記のとおり

　　　・かかる費用は施工者において全額負担すること（道路法第57条に規定）。

　　　・承認工事完了後、施工した道路等は高知県に引き渡すこと

　　　・官民境界（道路との境界）が明確でない場合は、申請前に高知土木の境界確認を受けておくこと。

　　　・承認工事の施工により、舗装や建造物等が官民境界を越境したり、境界が不明とならないように注意すること。

　　　・施工前に、承認工事の施工により影響を受ける者や機関等の関係者の同意を得ておくこと。

　　　・関係する法令等に基づく手続きは遺漏のないように行うこと。

**３　不承認の判断**

関係法令等や本マニュアルに沿ったものであっても、下記（例）のとおり、施工することにより「安全で円滑な交通を確保することが困難」「本来の役割を果たせなくなる」等と高知土木が判断したものは不承認となる場合があります。

（例）ア　交差点との距離が近すぎる場合

イ　現道交通に重大な支障がある場合

ウ　車道部の工事が大規模となる場合

　　　　エ　道路管理上重大な支障がある場合

　　　　オ　警察署の反対がある場合

カ　開発許可者や排水施設の管理者、関係者等の許可や同意がない場合　等

**４　申請・届出手続き**

**（１）道路工事施工承認申請（各１部）**

①申請書　･････　別紙様式１　※記入例参照

②添付書類　･････　任意（様式等の規定なし）

・位置図（広域、詳細（住宅地図程度））※著作権にご注意ください。

・現況写真（全景、詳細）

工事予定場所の状況が確認できるもの

・測量図（地積測量図、実測図等）

申請地の面積や勾配、周辺の状況（河川や既存の排水溝等）がわかるもの

・平面図（断面図、構造図）

　　　　　　現況（施工前）・計画（施工後）がわかるもの

　　　　以下、必要に応じて

・工事仕様書、設計図

・構造計算書

・公図の写し

県道と工事予定場所を表示したもの

・登記事項要約書等

　　関係する土地の全て

・許可書の写し（開発行為、用途廃止にかかるもの）

・その他高知土木が必要と判断するもの

③資料作成に当たっての留意点

　・施工方法等が各種法令等に沿ったものになっているか審査する必要がありますの

で、添付資料は「読みやすい」「わかりやすい」ものとなるようにご留意ください。

・開発設計図等の既存資料を流用する場合は、該当箇所の詳細が明確になるよう

に、拡大、別図を作成、○印で囲む、色付け等の工夫をしてください。

・PDFの場合、小さい文字等は潰れる場合がありますので、提出前に必ず確認し、

読み取りづらい場合は拡大、修正等をしてください。

**（２）審査・承認書の発行**

所内の審査が通って決裁がおりましたらご連絡します。窓口まで承認書を受け取りに

来て下さい。

**（３）道路工事施工承認変更申請**

承認内容を変更する場合は、あらかじめ道路管理者に変更申請をし、承認を受けてくだ

さい（申請方法は当初の申請に準じる）。

軽易な変更である場合は（４）のとおり。

**（４）道路承認工事届出（各1部）**

承認工事が完了した時及び承認内容を変更する場合（住所、氏名の変更等軽易なもの）

は届け出が必要です。

　　①届出書　･････　別紙様式２　※記入例参照

②添付書類

　　完了　･････　別添「道路承認工事届出書の提出について」のとおり。

　　変更　･････　上記と同じ（写真の添付は必要なし）。

**５　遵守事項等**

 ①関係法令等を遵守すること。

　　　②施工後の道路等が公衆財産となることを考慮し、道路法の趣旨を理解し、信義誠実の原則に基づき施工を行うこと。

　　　③道路附属物は規格内の物を使用すること。

④その他、高知土木の指示及び提示する条件に従うこと。

**６　その他**

〇施工された道路等は高知県に帰属することになり、承認工事完了後の道路等の維持管

理等は高知土木が行うことになります。施工者において高知土木の許可なく改築等を行

うことはできなくなりますので、必要であれば、再度承認工事の申請を行ってくださ

い。

〇承認工事にあたり、施工可能かどうか、そもそも承認工事の対象となるか等の判断を行うのに工事予定場所の現況や設計内容等を確認する必要があります。そのため、お電話やFAX、メール等での相談はお受けできませんので、ご了承ください。なお、対面であっても、資料の提示がない場合は対応できない場合があります。事前相談や協議に来られる際には、必ず、事前に担当者の予定を確認していただき、当日は施工内容がわかる資料（申請に必要な添付書類（位置図や現況写真、平面図、設計図等）に準じる）をご用意ください。

〇審査に必要と判断した場合は、資料の追加提出等をお願いする場合もあります。円滑で適正な審査が行えるよう、ご協力をお願いします。